

令和3年度定期監査結果報告書（年間総括）の概要

1 監査結果報告について

令和3年度の監査結果報告書は、北海道監査委員監査基準に準拠し実施した定期監査の結果について、地方自治法の規定に基づき、議会、知事等に提出し、公表しているものであり、指摘事項等の件数の経年的な推移、部局別の件数などの年間の状況を掲載するとともに、監査結果を項目別に区分して取りまとめたものである。

2 監査の概要

令和3年11月から令和4年7月までの間に、道の一般会計及び特別会計と公営企業会計全414部局のうち、200部局について実地監査を実施し、214部局について書面監査を実施した。

3 監査結果と総合所見

是正又は改善を求める事項を指摘事項、指導事項及び検討事項に区分しており、それぞれの件数については次のとおりである。

(単位：件)

区 分	是正又は改善を求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	合 計
一般会計及び特別会計	91部局	86	135	5	226
公 営 企 業 会 計	8部局	5	17	—	22
合 計	99部局	91	152	5	248

※ 表中では、建設部に対して実施した「一般会計及び特別会計」と「公営企業会計」のそれぞれに、是正又は改善を求めた部局数として計上しており、部局実数は98部局である。

○ 総合所見

- 「公の施設の指定管理（重点項目）」では、教育庁における指定管理者の選定過程で不正行為があった。

今後の道の再発防止策においては、選定手続きの公平、公正、透明性の確保を図る制度見直しのほか、教育庁独自の内部統制の体制整備が必要。

- 「補助事業（重点項目）」では、交付決定を行わない補助指令書の送付等、「不適切な会計処理等」では、授業料の不適切な徴収や決裁を経ずに行った許可等などがあったが、こうした事案が毎年繰り返されることは憂慮される事態。

法令遵守の意識の底上げとともに、道組織全体で同様の事案を発生させないために、システムやICTの利活用により人為的ミスの防止を図るなど、組織一丸となった有効な再発防止策の構築を強く求める。

項目別の件数は次のとおりである。

(単位：件)

項 目	指摘事項	指導事項	検討事項	合 計
重 点 項 目	13	14	1	28
補助事業、公の施設の指定管理	5	1	—	6
経 済 性	4	13	1	18
工 事（技 術）	1	—	—	1
経 営 改 善	3	—	—	3
不 適 切 な 会 計 処 理 等	12	1	—	13
収 入 確 保	5	3	—	8
効 率 性 及 び 有 効 性	—	2	2	4
合 規 性	28	102	2	132
交 通 事 故 等	3	23	—	26
物 品 の 損 傷 等	30	7	—	37
合 計	91	152	5	248

[主な指摘事項等の内容]

区 分	主 な 内 容
<p>重点項目 補助事業及び公の施設の指定管理業務の予算執行管理等に係る事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者の選定において不正行為があったものなど（報告書P4） 部局名 教育庁 内 容 青少年体験活動支援施設ネイパルの指定管理者の選定において、指定管理者候補者の公募や選定過程で、教育庁管理職員等が関係法令等に違反した不正行為があった。 また、このことにより、事実確認の調査を行い、改めて選定委員会を開催したため、令和3年度現在で、2件、103万1,000円の支出があった。 指定管理者の選定においては、公正性や公平性が求められるなかで、今般の不正行為は、教育庁管理職員等が関係法令等に違反した重大な事案であるとともに、近年、教育局における就学支援金の支給誤りや、複数の道立学校において授業料に未納を生じさせているものなどの管理職員等による内部牽制が十分でなかった事案等も発生していることを踏まえ、業務が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するために、知事部局や他県が実施している内部統制の取組なども参考に、教育庁独自のリスク管理の体制を整備する必要がある。 ○ 補助金の交付事務が不適切なもの（報告書P5） ※ 部局名 上川総合振興局 内 容 補助金の交付事務において、交付申請があったときは、その内容を審査し、決定書を作成して交付決定を行わなければならないが、特段の理由もなく交付決定が遅延しているものが、16件あり、このうち、交付決定を行うことなく押印のない補助指令書を補助事業者に送付しているものが、6件あった。 ○ 補助金を過大に交付しているもの（報告書P5） ※ 部局名 日高振興局 内 容 老人福祉施設等整備事業補助金において、対象経費とする工事事務費には限度額が定められているが、これを超えた額の工事事務費を対象経費とした実績報告書により額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、2件、25万2,000円あった。 ○ 補助金に係る事務処理を適切に行っていないもの（報告書P5） 部局名 十勝総合振興局 内 容 民間社会福祉施設整備資金利子補給事業に係る補助金において、補助金の交付申請があったときは、審査等により補助金の交付決定を行わなければならないが、これを行わずに、補助事業者に対して、決裁を受けていない指令文をファクシミリや口頭で通知しているものや、私費により補助金相当額を支払っているものなどが、令和元年度及び令和2年度において、5件、5万446円あった。 ○ 補助金の交付事務が不適切なもの（報告書P5） 部局名 教育庁 内 容 補助金の交付事務において、交付申請があったときは、その内容を審査し、決定書を作成して交付決定を行い、補助指令書により申請者に通知しなければならないが、特段の理由もなく交付決定が遅延し、補助指令書により申請者に通知していないものが、5件あった。
<p>重点項目 経済性に係る事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 損失補償契約における支出が不経済なもの（報告書P5） ※ 部局名 上川総合振興局 内 容 河川改修工事に伴う工作物の損失補償契約において、土地所有者の了解が得られているものと錯誤して土地使用者と契約を行い補償費を支払ったことにより、工作物の移動後に土地所有者から工作物の位置を元に戻すための損失補償を求められ、土地所有者にも補償費を支払ったため、不経済となっているものが、2件、108万7,997円相当あった。 ○ 予定価格の設定が適切でないもの（報告書P5） 部局名 空知総合振興局 内 容 除雪委託業務において、必要な業務量を適切に見積った上で作成した仕様書を基に予定価格を定めていれば、競争入札で執行すべき金額となるのに、特段の理由もなく、これを下回る金額を予定価格として随意契約とし、受託者から追加で業務を行いたい旨の協議を受け、変更契約を行い契約金額を増額しているものが、1件、149万9,300円あった。

※ 令和4年6月14日中間報告により公表済み

区 分	主 な 内 容																																												
重点項目 経済性に係 る事項	<p>○ 電話機の購入が不経済となっているもの（報告書P6） 部局名 オホーツク総合振興局 内 容 物品の購入については、物品の在庫状況を把握して、当該購入等の目的、必要性、数量、時期、予算等について十分検討の上、当該年度内に使用されるものを対象にするとされているが、購入した電話機について、使用せず保管されたままとなっているものが、7台分、10万4,720円あった。</p> <p>○ タブレット端末等の購入が不経済となっているもの（報告書P6） 部局名 水産林務部 内 容 タブレット端末等について、出張時に使用するとして購入したが、必要性を十分検討していなかったため、目的とする活用がされておらず、不経済な支出となっているものが、1件、24万7,555円あった。</p> <p>○ 一括することにより競争入札で執行できた契約（報告書P6） 部局名 函館方面本部ほか3部局 内 容 一括することにより競争入札で執行できるところ、特段の理由もなく契約を分割し、随意契約の方法により契約を締結しているものがあつた。 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="411 712 1327 902"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>契約件数</th> <th>契 約 内 容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈井江商業高等学校</td> <td>2</td> <td>工事契約</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>2</td> <td>北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借契約</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>函館方面本部</td> <td>4</td> <td>工事設計業務委託契約</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>3</td> <td>工事契約</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 分割したことにより見積書の徴取を省略した契約（報告書P6） 部局名 函館方面本部ほか4部局 内 容 一括して契約することが可能であったにもかかわらず、1件あたり30万円未満の契約に分割し、見積書の徴取を省略して契約しているものがあつた。 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="411 1081 1327 1272"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>契約件数</th> <th>契 約 内 容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オホーツク教育局</td> <td>2</td> <td>物品購入</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>帯 広 警 察 署</td> <td>2</td> <td>駐在所の仮事務所修繕工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>函館方面本部</td> <td>3</td> <td>警備業務委託契約</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>2</td> <td>工事契約</td> <td></td> </tr> <tr> <td>赤 歌 警 察 署</td> <td>2</td> <td>工事契約</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	契約件数	契 約 内 容	備考	奈井江商業高等学校	2	工事契約	※	宗谷総合振興局	2	北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借契約	※	函館方面本部	4	工事設計業務委託契約		総 務 部	3	工事契約		部 局 名	契約件数	契 約 内 容	備考	オホーツク教育局	2	物品購入	※	帯 広 警 察 署	2	駐在所の仮事務所修繕工事		函館方面本部	3	警備業務委託契約		総 務 部	2	工事契約		赤 歌 警 察 署	2	工事契約	
部 局 名	契約件数	契 約 内 容	備考																																										
奈井江商業高等学校	2	工事契約	※																																										
宗谷総合振興局	2	北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借契約	※																																										
函館方面本部	4	工事設計業務委託契約																																											
総 務 部	3	工事契約																																											
部 局 名	契約件数	契 約 内 容	備考																																										
オホーツク教育局	2	物品購入	※																																										
帯 広 警 察 署	2	駐在所の仮事務所修繕工事																																											
函館方面本部	3	警備業務委託契約																																											
総 務 部	2	工事契約																																											
赤 歌 警 察 署	2	工事契約																																											
重点項目 工事(技術) の執行に係 る事項	<p>○ 見積りによる単価策定が適切でないもの（報告書P7） ※ 部局名 旭川方面本部 内 容 交通管制センター改修工事において、交通管制システムの機器設定費等の積算に当たり見積書の徴取による設計単価の策定を行う場合は、設計単価策定要領に基づき、見積価格に前年度の実効価格等で算出した査定率を乗じて単価を策定しなければならないが、これを行っていなかったため、設計金額が1,355万2,000円過大となり、契約金額が290万4,000円割高となっていた。</p>																																												
重点項目 経営の改善 に係る事項	<p>○ 経営の改善が必要なもの（報告書P17） 部局名 建設部 内 容 公共下水道事業の経営については、当年度の純損失が2億7,855万411円、未処理欠損金は105億8,829万8,363円と厳しい状況にあるため、北海道下水道事業経営戦略に基づき、経営の改善を図る必要がある。</p> <p>部局名 建設部 内 容 流域下水道事業の経営については、当年度の純損失が1億8,571万3,676円、未処理欠損金は4億242万4,964円となったことから、北海道下水道事業経営戦略に基づき、経営の改善を図る必要がある。</p> <p>部局名 道立病院局 内 容 病院事業の経営については、当年度の純損失が2億789万1,982円となり、未処理欠損金は542億1,616万5,099円に増加し、依然として多額であることなど、極めて厳しい状況にあるため、北海道病院事業改革推進プランに基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。</p>																																												

※ 令和4年6月14日中間報告により公表済み

区 分	主 な 内 容																																																																							
不適切な会計処理等に関する事項	<p>○ 授業料の徴収事務が適切でないものなど（報告書P7） 部局名 恵庭北高等学校ほか6部局 内 容 高等学校授業料等について、口座振替が不能となった場合や就学支援金の支給対象外となった場合には、生徒や保護者等から授業料を徴収するための適切な措置を講じなければならないが、納入通知等の手続を行わず授業料に未納を生じさせているものなどがあった。</p> <p style="text-align: right;">（単位：名、円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>区分</th> <th>対象の授業料等</th> <th>人数</th> <th>金 額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌南陵高等学校</td> <td>指摘</td> <td>令和2年度授業料</td> <td>5</td> <td>326,700</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>恵庭北高等学校</td> <td>指摘</td> <td>令和元年度から令和3年度授業料</td> <td>47</td> <td>3,336,300</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>北見緑陵高等学校</td> <td>指摘</td> <td>令和2年度授業料</td> <td>1</td> <td>69,300</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>札幌白陵高等学校</td> <td>指摘</td> <td>平成30年度授業料</td> <td>5</td> <td>415,800</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>札幌琴似工業高等学校</td> <td>指摘</td> <td>令和2年度授業料</td> <td>2</td> <td>99,000</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>根室教育局</td> <td>指摘</td> <td>高等学校等就学支援金の支給</td> <td>2</td> <td>178,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>札幌厚別高等学校</td> <td>指導</td> <td>令和2年度授業料</td> <td>3</td> <td>39,600</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 決定行為を行わずに許可等を行っているもの（報告書P8） 部局名 後志総合振興局 内 容 河川法、砂防法等に基づく許認可事務において、許可等を行う場合は、審査や決裁を経なければならないが、それらを経ずに許可等を行っているものが、平成28年度から令和2年度までに81件あり、そのうち、占用料の返還又は徴収を要するものが、28件、3万7,343円あった。 また、出張所から進達を受けて処理していないものが、85件あり、そのうち、占用料の返還又は徴収を要するものが、26件、20万5,854円あった。 さらに、申請者から提出された届出を処理していないものが、196件あった。 これら、362件の許可等に係る書類のうち、承認を得ずに知事印を押印しているものが、76件、申請書原本を廃棄しているものが、160件あった。</p> <p>○ 支出負担行為前に業務を開始しているもの（報告書P8） 部局名 教育庁 内 容 ネットパトロール等業務委託契約において、支出負担行為の内容を明らかにした決定書を作成の上、契約を締結しなければならないが、これらを行わないまま業務を開始し、事後に契約締結などを行っているものが、1件、505万5,600円あった。</p> <p>○ 資金前渡の手続が適切でないものなど（報告書P17） 部局名 子ども総合医療・療育センター 内 容 緊急かつ予期しない経費として報償費を資金前渡するに当たり、銀行において、現金の出金ではなく、誤って収入証紙を購入したため、上司に報告することなく報償費の支出決定書を廃案にするとともに、収入証紙の購入決定書を遡って作成し決裁を受けた。 また、誤って購入した収入証紙の一部が使用する見込みのない金種と考え、1件、5,000円について、職員個人で還付手続を行い、個人口座に同額の還付を受けた上、別の金種の収入証紙を自ら購入し、所属の金庫に保管した。 さらに、別途、新たに報償費の支出決定書の決裁を受けたが、支出する際に科目を誤って役務費としていた。</p>	部 局 名	区分	対象の授業料等	人数	金 額	備考	札幌南陵高等学校	指摘	令和2年度授業料	5	326,700	※	恵庭北高等学校	指摘	令和元年度から令和3年度授業料	47	3,336,300	※	北見緑陵高等学校	指摘	令和2年度授業料	1	69,300	※	札幌白陵高等学校	指摘	平成30年度授業料	5	415,800	※	札幌琴似工業高等学校	指摘	令和2年度授業料	2	99,000	※	根室教育局	指摘	高等学校等就学支援金の支給	2	178,200		札幌厚別高等学校	指導	令和2年度授業料	3	39,600	※																							
部 局 名	区分	対象の授業料等	人数	金 額	備考																																																																			
札幌南陵高等学校	指摘	令和2年度授業料	5	326,700	※																																																																			
恵庭北高等学校	指摘	令和元年度から令和3年度授業料	47	3,336,300	※																																																																			
北見緑陵高等学校	指摘	令和2年度授業料	1	69,300	※																																																																			
札幌白陵高等学校	指摘	平成30年度授業料	5	415,800	※																																																																			
札幌琴似工業高等学校	指摘	令和2年度授業料	2	99,000	※																																																																			
根室教育局	指摘	高等学校等就学支援金の支給	2	178,200																																																																				
札幌厚別高等学校	指導	令和2年度授業料	3	39,600	※																																																																			
収入確保の視点に関する事項	<p>○ 収入未済額が多額となっているもの（報告書P8） 部局名 総務部ほか4部局</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円、%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">部局名</th> <th rowspan="2">調 定 額</th> <th rowspan="2">収入済額</th> <th rowspan="2">不 納 欠損額</th> <th colspan="2">収入未済額</th> <th colspan="2">収 納 率</th> </tr> <tr> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道税収入</td> <td>総 務 部</td> <td>627,621,831</td> <td>618,826,842</td> <td>710,123</td> <td>10,144,104</td> <td>8,084,866</td> <td>98.2</td> <td>98.6</td> </tr> <tr> <td colspan="9">税外諸収入</td> </tr> <tr> <td></td> <td>母子福祉資金貸付金 収入等</td> <td>保健福祉部</td> <td>3,648,052</td> <td>1,298,541</td> <td>90,009</td> <td>2,335,975</td> <td>2,259,502</td> <td>34.4</td> <td>35.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中小企業高度化資金 貸付金収入等</td> <td>経 済 部</td> <td>8,411,986</td> <td>528,694</td> <td>4,513</td> <td>7,906,764</td> <td>7,878,779</td> <td>7.0</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林業・木材産業改善 資金貸付金収入等</td> <td>水産林務部</td> <td>293,266</td> <td>76,079</td> <td>12,182</td> <td>219,862</td> <td>205,004</td> <td>27.5</td> <td>25.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道管住宅使用料収入 等</td> <td>建 設 部</td> <td>5,864,827</td> <td>5,253,178</td> <td>49,901</td> <td>618,959</td> <td>561,748</td> <td>89.1</td> <td>89.6</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	部局名	調 定 額	収入済額	不 納 欠損額	収入未済額		収 納 率		R2	R3	R2	R3	道税収入	総 務 部	627,621,831	618,826,842	710,123	10,144,104	8,084,866	98.2	98.6	税外諸収入										母子福祉資金貸付金 収入等	保健福祉部	3,648,052	1,298,541	90,009	2,335,975	2,259,502	34.4	35.6		中小企業高度化資金 貸付金収入等	経 済 部	8,411,986	528,694	4,513	7,906,764	7,878,779	7.0	6.3		林業・木材産業改善 資金貸付金収入等	水産林務部	293,266	76,079	12,182	219,862	205,004	27.5	25.9		道管住宅使用料収入 等	建 設 部	5,864,827	5,253,178	49,901	618,959	561,748	89.1	89.6
区 分	部局名						調 定 額	収入済額	不 納 欠損額	収入未済額		収 納 率																																																												
		R2	R3	R2	R3																																																																			
道税収入	総 務 部	627,621,831	618,826,842	710,123	10,144,104	8,084,866	98.2	98.6																																																																
税外諸収入																																																																								
	母子福祉資金貸付金 収入等	保健福祉部	3,648,052	1,298,541	90,009	2,335,975	2,259,502	34.4	35.6																																																															
	中小企業高度化資金 貸付金収入等	経 済 部	8,411,986	528,694	4,513	7,906,764	7,878,779	7.0	6.3																																																															
	林業・木材産業改善 資金貸付金収入等	水産林務部	293,266	76,079	12,182	219,862	205,004	27.5	25.9																																																															
	道管住宅使用料収入 等	建 設 部	5,864,827	5,253,178	49,901	618,959	561,748	89.1	89.6																																																															

※ 令和4年6月14日中間報告により公表済み

区 分	主 な 内 容															
効率性及び有効性の視点に関する事項	<p>○ 行政財産の有効活用について検討を要するもの（報告書P9） 部局名 東京事務所 内 容 道では、行政財産の有効活用を推進するため、「道の庁舎等の余裕敷地に係る行政財産貸付事務取扱要領」を平成23年度に全部改正し、その対象を余裕床まで拡大しており、庁舎等の余裕床については、行政財産貸付制度を踏まえ、積極的に活用することとしている。 道が所有する大阪支所庁舎では、その一部について、道以外の者に対して使用を許可し、使用料等を徴収していたが、令和4年3月末の使用者退去後、空きスペースとなっている。 このため、令和4年度からは、使用料等収入が見込まれないが、この空きスペースに対し、引き続き、年額130万円相当の管理費用を負担する必要がある。 また、当該支所の開設以来、最大12名の職員が常駐していたが、現在は3名体制で執務を行っている。 これらのことから、当該支所における空きスペースを含めた行政財産の有効活用について、使用許可のほか、長期貸付制度により道以外の者に貸し付けることや職員数に応じた執務室の移転、また、それに伴う売却などを含め、速やかに検討する必要がある。</p> <p>○ 実施設計書の保存方法について検討を要するもの（報告書P9） 部局名 渡島総合振興局（建設部検討事項） 内 容 道路工事等の実施設計書については、維持補修業務に必要な資料として長期にわたり活用できるよう、マイクロフィルムに撮影したものを保存しているが、予算が措置された範囲内で古いものから順次撮影していることから、現状では、保存年限である10年を経過した原本を撮影して保存しており、今後も多額の費用がかかる見通しである。 このため、優先的にマイクロフィルムで保存する設計書の工種等を選定することや、文書管理に関する規程改正の動きを踏まえた保存の電子データ化など、効率的な保存方法のあり方について検討する必要がある。</p>															
合規性の視点に関する事項	<p>○ 年度開始前に予定価格の決定を行っているもの（報告書P10） 部局名 原子力環境センターほか1部局 内 容 委託契約において、予定価格の決定は、年度開始前に行うことができないこととされているが、年度開始前に予定価格の決定を行っているものがあった。 （単位：件、円）</p> <table border="1" data-bbox="395 1249 1430 1346"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>契 約 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力環境センター</td> <td>機器移設等業務委託契約</td> <td>1</td> <td>7,260,000</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>給与支給関連帳票仕分け業務委託契約</td> <td>1</td> <td>1,980,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 収入証紙に消印を行っていないものなど（報告書P10） 部局名 保健福祉部 内 容 収入証紙が貼付された申請書を受理したときは、あらかじめ命じられた職員が消印しなければならないが、これを行っていないものが、680件、464万250円分あった。 また、併せて、収入証紙貼付申請書処理簿に、貼付額等の所要事項を記載しなければならないが、これを行っていないものが、21件、15万2,550円分あった さらに、申請書に貼付された収入証紙の取扱状況については、一月分毎に確認し、取扱件数等の確認結果を報告しなければならないが、これを行っていなかった。</p> <p>○ 未実施分の委託料を支払っているもの（報告書P11）※ 部局名 釧路児童相談所 内 容 庁舎清掃業務委託において、業務処理要領では、開庁日に指定場所の清掃作業を行うこととしているが、未実施の箇所があるにもかかわらず、委託料を支払っているものが、8件、11万256円相当あった。</p> <p>○ 国の機関が負担すべき経費を支出しているもの（報告書P11） 部局名 釧路方面本部 内 容 道が有償で借り受けている駐車場について、契約に定める道の車両以外が一部使用しているにもかかわらず、必要な手続を行わなかったことから、国の機関が負担すべき経費を支出しているものが、平成30年度から令和3年度までの期間において、2件、139万7,184円あった。</p>	部 局 名	契 約 名	件数	金 額	備考	原子力環境センター	機器移設等業務委託契約	1	7,260,000	※	総 務 部	給与支給関連帳票仕分け業務委託契約	1	1,980,000	
部 局 名	契 約 名	件数	金 額	備考												
原子力環境センター	機器移設等業務委託契約	1	7,260,000	※												
総 務 部	給与支給関連帳票仕分け業務委託契約	1	1,980,000													

※ 令和4年6月14日中間報告により公表済み

区 分	主 な 内 容												
合規性の視点に関する事項	<p>○ 長期継続契約の手続が適切でないもの（報告書P12） 部局名 留萌振興局ほか1部局 内 容 物品の賃貸借契約において、年度開始前に長期継続契約を締結する場合には、入札執行日及び契約締結日は、翌年度の歳出予算の配当予定額を含む予算案が議事に提案される予定日以後としなければならないが、それ以前に入札を執行し、契約を締結しているものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="395 414 949 499"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>留萌振興局</td> <td>17</td> <td>38,367,600</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>出 納 局</td> <td>3</td> <td>8,698,800</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 請負代金を過大に支出しているもの（報告書P12） 部局名 根室教育局 内 容 高等学校トイレ改修工事において、仮設工事で使用することが指定されていた敷き鉄板について、工事を施工する際に使用しなかったにもかかわらず、設計変更を行わなかったことから、請負代金を過大に支出しているものが、1件、49万5,000円あった。</p> <p>○ 入札公告と相違する内容で落札決定等をしているもの（報告書P12） 部局名 岩見沢警察署 内 容 被留置者等に支給する食事の単価契約において、入札書に記載する金額を消費税等相当額込として入札公告するところ、誤って消費税等相当額抜きとしたことから、入札公告と相違する内容で落札決定し、契約締結しているものが、1件、127万7,200円あった。</p> <p>○ 契約保証金の納付を免除しているもの（報告書P12） 部局名 オホーツク総合振興局 内 容 工事の請負契約の契約保証金については、契約の相手方が当該契約を履行しない場合には契約保証金に相当する額の損害金を支払う旨を契約書で定めることを理由として、その納付を免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、1件、63万8,000円相当あった。</p> <p>○ 落札とすべき者を失格としているもの（報告書P12） 部局名 図書館 内 容 庁舎内外清掃業務委託契約において、業務量を誤って予定価格を積算し、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、1件、1,167万8,040円あった。</p> <p>○ 契約金額が割高となっているもの（報告書P12） 部局名 保健福祉部 内 容 精神障がい者地域生活支援事業委託業務契約において、予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、14万2,305円あった。</p> <p>○ 落札条件を満たした者がいないにもかかわらず落札者を決定しているもの（報告書P13） 部局名 議会事務局 内 容 携帯電話機器（タブレット端末）導入及び通信サービス提供業務の入札公告等において、落札者の決定方法は、携帯電話機器（タブレット端末）売買代金及び通信サービス利用料金が、それぞれの予定価格の範囲内であって、かつ、最低の入札金額である者とされているが、これらの条件を満たした者がいなかったにもかかわらず、誤って落札者を決定しているものが、1件、2,781万5,387円あった。 また、特定調達契約に係る落札者等の公示において、一般競争入札により落札者を決定したときは、落札金額などを記載し、北海道公報により公示しなければならないが、落札金額の内容を誤って記載し、北海道公報に掲載していた。</p> <p>○ 教育財産に係る貸付料が過少となっているもの（報告書P13）※ 部局名 奈井江商業高等学校 内 容 自動販売機設置に係る建物の貸付契約において、予定価格を下回る価格を提示した者と契約を締結したことから、貸付料が過少となっているものが、1件、6万5,466円あった。</p>	部 局 名	件数	金 額	備考	留萌振興局	17	38,367,600	※	出 納 局	3	8,698,800	
部 局 名	件数	金 額	備考										
留萌振興局	17	38,367,600	※										
出 納 局	3	8,698,800											

※ 令和4年6月14日中間報告により公表済み

区 分	主 な 内 容
<p>合規性の視点に関する事項</p>	<p>○ 財産の貸付料の算定方法について検討を要するもの（報告書P13） 部局名 後志総合振興局（水産林務部検討事項） 内 容 道有林野の貸付に係る貸付料については、その地域において、価格形成要因が標準的なものと認められる箇所を固定評価地として設定し、その価格を適用して算定するとされており、固定評価地の価格を適用して算定することが適当でないとは判断される場合は、別に評価するものとされている。 しかし、実際には、固定評価地の価格が、公的調査である地価調査等によって評価された貸付地の近隣の土地の価格と大きく乖離している場合であっても、そのことを考慮せずに適用し、貸付料を算定している状況にある。 算定に当たって、どのような場合に固定評価地の価格を適用することが適当でないとは判断されるのかが示されていないことから、各総合振興局等に対し、これを具体的に示すなど、その取扱いについて検討する必要がある。</p> <p>○ 公有財産の管理について検討を要するもの（報告書P13） 部局名 総務部 内 容 職員公宅等に設置されている浄化槽の管理について、浄化槽管理者は、法令等で保守点検及び清掃を行い、その結果を記録し、保存しなければならないとされているが、浄化槽管理者である道は、その実施箇所、実施状況等を把握しておらず、浄化槽管理者としての責務を果たしていない状況である。 また、道は、公宅入居者で構成する自治会に費用を負担させ、浄化槽の保守点検等を実施させているが、その負担については、入居者のしおりに示されているものの、費用負担の根拠が明確にされていないことなどから、警察など公宅管理部局により取扱いが異なっている。 これらのことから、道は、浄化槽管理者の責務として保守点検等の実施の手続きや実施状況の把握を適切に行うとともに、公宅入居者による費用負担については、根拠の整備なども含め、統一的な取扱いとなるよう検討する必要がある。</p> <p>○ 物品の売払い決定等を行わずに引き渡しを行っているものなど（報告書P13） 部局名 渡島総合振興局 内 容 物品を売り払うときは、不用決定を行った上で、売払いの決定を行わなければならないが、さらに、物品を引き渡すときは、売払代金を完納させなければならないが、これらの決定を行わず、代金を受領しないまま公用車の引渡しを行っているものがあつた。</p>
<p>公用車による交通事故等に関する事項</p>	<p>○ 公用車による交通事故（報告書P14） 部局名 警察本部ほか18部局 内 容 公用車による交通事故のうち、賠償金、修繕費用等として、1件10万円以上の支出のあつた部局は19部局、その支出の合計は、138件、4,090万6,326円であり、うち全損により公用車1台の廃車があつた。</p> <p>○ 行政事故（報告書P14） 部局名 教育庁 内 容 道立学校において、授業中に生徒を負傷させる事故が発生し、平成30年から令和3年までに、賠償金として、4件、128万8,318円の支出があつた。</p>
<p>物品の損傷等に関する事項</p>	<p>○ 物品の損傷（報告書P14） 部局名 空知総合振興局ほか27部局 内 容 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、合計額が5,000円以上の支出のあつた部局は計28部局、その支出の合計は、60件、684万6,761円であつた。</p> <p>○ 物品の亡失（報告書P15） 部局名 函館聾学校ほか8部局 内 容 物品の亡失が計9部局で発生している。</p>